

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
人	円
30まで	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91 ~ 100	349
101 ~ 110	317
111 ~ 120	291
121 ~ 130	269
131 ~ 140	249
141 ~ 150	233
151 ~ 160	218
161 ~ 170	205
171 ~ 180	194
181 ~ 190	184
191人以上	175

乳児院	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
人	円
10まで	3,491
11 ~ 15	2,327
16 ~ 20	1,746
21 ~ 25	1,396
26 ~ 30	1,164
31 ~ 35	997
36 ~ 40	873
41 ~ 45	776
46 ~ 50	698
51 ~ 55	635
56 ~ 60	582
61 ~ 65	537
66 ~ 70	499
71 ~ 75	466
76 ~ 80	436
81 ~ 85	411
86 ~ 90	388
91 ~ 95	367
96以上	349

母子生活支援施設	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
世帯	円
10まで	3,491
11 ~ 20	1,746
21 ~ 30	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91以上	349

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
人	円
30まで	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91 ~ 100	349
101 ~ 110	317
111 ~ 120	291
121 ~ 130	269
131 ~ 140	249
141 ~ 150	233
151 ~ 160	218
161 ~ 170	205
171 ~ 180	194
181 ~ 190	184
191人以上	175

乳児院	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
人	円
10まで	3,491
11 ~ 15	2,327
16 ~ 20	1,746
21 ~ 25	1,396
26 ~ 30	1,164
31 ~ 35	997
36 ~ 40	873
41 ~ 45	776
46 ~ 50	698
51 ~ 55	635
56 ~ 60	582
61 ~ 65	537
66 ~ 70	499
71 ~ 75	466
76 ~ 80	436
81 ~ 85	411
86 ~ 90	388
91 ~ 95	367
96以上	349

母子生活支援施設	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
世帯	円
10まで	3,491
11 ~ 20	1,746
21 ~ 30	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91以上	349

児童養護施設	
定員	⑭看護師加算分
人	円
30まで	196
31 ~ 40	157
41 ~ 50	117
51 ~ 60	105
61 ~ 70	94
71 ~ 80	82
81 ~ 90	71
91 ~ 100	59
101 ~ 110	55
111 ~ 120	51
121 ~ 130	47
131 ~ 140	43
141 ~ 150	39
151 ~ 160	38
161 ~ 170	36
171 ~ 180	35
181 ~ 190	34
191人以上	33

⑮児童自立支援施設通所分	円 4,388
--------------	------------

⑯情緒障害児短期治療施設通所分	円 6,551
-----------------	------------

## 平成22年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
セラピスト					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子指導員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		
医師			医Ⅰ(2-5) 335,600		医Ⅰ(2-5) 335,600		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員（医師、看護師を除く）にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

## 平成22年度 児童福祉施設職員の特殊業務手当基準額

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。